

地震史料の一考察

——「日本書紀」の地震記載と「ない」という古訓をめぐる——

福岡 猛 志

はじめに

『日本三代実録』の貞観十一年五月二十六日癸未条の、

陸奥国地大震動。流光如昼隱映。頃之。人民叫呼。伏不能起。或
屋仆庄死。或地裂埋殍。馬牛駭奔。或相昇踏。城墉倉庫。門櫓墻
壁。頽落顛覆。不知其數。海口咆哮。声似雷霆。驚濤涌潮。長浜
洄漲。忽至城下。去海数十百里。浩々不弁其涯浚。原野道路。惣
為滄溟。乗船不違。登山難及。溺死者千許。資産苗稼。殆無子遺
焉。

という地震記事が、今日改めて注目されている。四字を基本とする整った対句的表現であるが、地震とそれに伴う津波の惨状を実にリアルに表現している。政府における、伝聞を媒介とした間接的認識ではなく、陸奥国からの報告文そのもの、あるいはそれを踏まえた叙述に違いがない。この災害の復旧作業についても、『三代実録』の記事や多賀城跡

の発掘調査などによって、確かめられている。貞観十一年は西暦八六九年、内田正男編著『日本暦日原典』（雄山閣 一九七五年）に基づいて計算すれば、五月二十六日は、ユリウス暦の七月九日、グレゴリオ暦の十三日にあたる。『類聚国史』（『新訂増補国史大系』、以下同じ。）を瞥見すると、その前年には、播磨国における諸郡の官舎や寺塔が悉く倒壊した大地震を含め、二十二回の地震記録がある。

この貞観大地震と大津波については、「地震考古学」の成果を含めて、自然科学的な研究も進んでいる。その一端を、寒川旭氏が、コンパクトにかつ学術的にも高いレベルで紹介されているが、一九九〇年代には、仙台市や相馬市の海岸から数キロ内陸側の地点で津浪堆積物が確認され、二〇一〇年八月には、石巻平野で少なくとも三キロ、仙台平野では少なくとも四キロ、南相馬市では少なくとも一・五キロま

で、当時の海岸線から津浪が遡上していたことが報告されている¹⁾。

私的な思いを述べることをお許しいただきたいが、私が学生時代に日本史の専門授業で始めて接したものの一つが、『日本三代実録』を対象とした彌永貞三先生担当の史料講読であり、連年続けられていたその講読は、あたかも貞観八年に差し掛かっていた。丸²⁾ことの漢文で、注釈もなく(『朝日本六国史』があることを知るのは、しばらくたってからである)、途方に暮れつつ『字源』などを携行した私たちに対して、先生は、実にさりげなく「それでは役に立ちませぬ。モロハシ漢和やゴジルイエンを引きなさい」と言われたのだが、せいぜいさらに大型の辞書を思い描いた私たち(少なくとも私自身)は、それが書棚から取り出すのも大変なくらいの分厚い大判で、あわせて優に六十巻をこえるという代物であることに度肝を抜かれたものである。それ以来手元にある『新訂増補国史大系普及版』の『日本三代実録 前編』は、上記地震記事を含む貞観年間から後の小口が、とりわけ黒くなっている。にもかかわらず、私は、この記事を意識的に検討しては来なかった。

また、二〇一〇年九月に開催された木簡学会の「多賀城特別研究集会」に際しての現地見学会において、多賀城政庁跡の西南に位置する市川橋遺跡では、津浪によると考えられる道路遺構の破壊跡が認められ、おそらく貞観年間の津波に際してのものではないかという説明を受けていた。それ以後にも、仙台平野における津波痕跡の報文には接していた。それなりの驚きはあったけれども、私は、そのことを特段の意味を持つものとして、思い起こすことはなかった。

私個人が、気に留めていたとしても、今日の事態に対して、何らか

の役割を果たせなくてはならないが、やはり心が痛む。森浩一氏「災害の歴史に学ぶ」(『森浩一・語りの古代史』大巧社 二〇一一年 所収)に触れて、その思いを新たにしたい²⁾。森氏の指摘を受けて、二・三の問題について考えてみたい。

注

(1) 地震考古学については、寒川旭氏の『地震考古学』(中公新書 一九九二年)、『揺れる大地』(同朋舎出版 一九九七年)、『地震の日本史(増補版)』(中公新書 二〇一一年)、日本人はどんな大地震を経験してきたのか(平凡社新書 二〇一一年)によった。寒川氏が、「地震考古学の提唱」を行った一九八八年五月には、十例をわずかに超える程度の研究成果しかなかった由であるが、阪神・淡路大震災を受けて、埋文関係救援連絡会議と埋蔵文化財研究会によって編集・発行された資料集『発掘された地震痕跡』(一九九六年)には、三七八遺跡の概要が収録され、寒川氏の論稿も収録されている。同書は、八〇ページを越える大冊で、それぞれの遺跡の発掘調査報告書から地震痕跡のみを抜き出したものであるが、典拠となった報告書そのものを検索できる。寒川氏の、二〇一一年の著書によれば、その後さらに調査・研究が進んでいることがわかる。

(2) 森氏の提言に、部分的には異論がないわけではない。例えば、森氏は、上記の地震記事にかかわって、「城下」を多賀城下とする趨勢について苦言を呈しておられるが、私見によれば、やはりこれは多賀城でよいと思われる。前述のごとく、市川橋遺跡のこともあるが、この時期、陸奥国府は多賀城に置かれていて、その国府からの報告が、固有名詞を用いず「城下」とだけ言っているのは、それが多賀城であるからで、他の城柵であれば、むしろ固有の対象を示す名前が記されたのではあるまいか。アプリオリに、多賀城と決めてかかることへの戒めと受け止めておきたい。

『日本書紀』における「地震」記事

森浩一氏は、『日本書紀』に出てくる「地震」「地動」「大地震」「大地震動」について、古典文学大系（岩波書店）をはじめとして、諸本が「なる」という傍訓を施していることについて、批判を加えておられる。そこでは、まず二つの点が指摘されていて、一つは古代においては、「地震」は「じしん」あるいは「ちふるつ」と読まれたのであって、少なくとも「なるふる」とは読まれなかったであろうということ。もう一つは、『日本書紀』の編集者は、「地震」「地動」「大地震」「大地震動」によって、地震の規模などについて、微妙な違いを書き分けようとしたのではないかということである。

私自身は、これまでいわば「通説」として、「なる」という訓になじんで来たのだが、森氏の指摘を受けて、「通説」が成り立つ根拠に遡って再考する必要がある。『日本書紀』が、権力の正当性を主張するものであることは常識とされているが、同時に東アジア世界において、とりわけ唐の帝国に対する自己主張の書であることも、忘れてはならないことであろう。「地震」という言葉に関連した、「大夫」をめぐる森氏の主張は、全くその通りであって、対中国王朝の場において、「まへつきみ」などと「和訓」（「日本語」という用語が、どの時代から、またどの範囲の地域について言えるのかという問題はさて置いて、ごく常識的な意味で用いる。）で読んだのでは、通用しないであろう。それに、そもそも、『日本書紀』は、漢文で書かれているのであり、国内においても、まずは漢文そのものとして、読まれたに違

いない。

改めて考えてみれば、私たちが日常的に使っている、返点や送り仮名、傍訓による「訓読」は、すでに日本語への「翻訳」なのである。

『日本書紀』訓読史とは、翻訳史でもあり、意味内容を理解するための必然的な営みを示すものであるが、「ちふるつ」という読みでさえも、すでにその第一歩に踏み込んでいるのだと思う。

訓読が、『書紀』理解のうえで必要な行為であり、そこには分厚い学問の歴史があることの把握が重要であることは言うまでもないが、まず、漢文そのもので理解することが前提であろう。漢文自体、その読み下し、その和訓、それぞれのレベルにおける内容の理解ということに留意してしかるべきであろう。³⁾

次いで、書き分けの問題であるが、まず、『日本書紀』の地震記事を通覧しておこう。（以下、「日本古典文学大系」に従って句読点を付す。）

一 允恭五年七月秋己丑条

地震。先是、命葛城襲都彦之孫玉田宿祢、主瑞齒別天皇之殯。

則当地震夕、遣尾張連吾襲、察殯宮之消息。（以下省略）

二 武烈即位前紀条

於彌能姑能、耶賦能之魔柯枳、始陀騰余瀨、

那爲我與釐據魔、耶黎夢之魔柯枳

一本以耶賦之魔柯枳
枳易耶陸荷羅荷枳

三 推古七（五九九）年四月辛酉（二十七日）条

地動舍屋悉破。即令四方、俾祭地震神。

四 皇極元（六四二）年冬十月庚寅（八日）条

地震而雨。

- 五 皇極元年十月辛卯（九日）条
地震。是夜、地震而風。
- 六 皇極元年十月丙午（二十四日）条
夜中、地震。
- 七 天智三（六六四）年是春条
地震。
- 八 天武四（六七五）年十一月是月条
大地震。
- 九 天武六（六七七）年六月乙巳（十四日）条
大地震。
- 十 天武七（六七八）年十二月是月条
筑紫国大地震之。地裂広二丈、長三千余丈。百姓倉屋、每村多
仆壞。是時、百姓一家有岡上。当于地動夕、以岡崩処遷。然
家既全、而無破壞。家人不知岡崩家避。但会明後、知以大驚焉。
- 十一 天武八（六七九）年十月戊午（十一日）条
地震。
- 十二 天武八年十一月庚寅（十四日）条
地震。
- 十三 天武九（六八〇）年九月乙未（二十三日）条
地震。
- 十四 天武十（六八一）年三月庚寅（二十一日）条
地震。
- 十五 天武十年六月壬戌（二十四日）条
地震。
- 十六 天武十年十月癸未（十八日）条
地震。
- 十七 天武十年十一月丁酉（二日）条
地震。
- 十八 天武十一（六八二）年正月癸丑（十九日）条
地震。
- 十九 天武十一年三月庚子（七日）条
地震。
- 二十 天武十一年七月戊申（十七日）条
地震。
- 二十一 天武十一年八月癸酉（十二日）条
大地震。
- 二十二 天武十二年八月戊寅（十七日）条
亦地震動。
- 二十三 天武十三（六八四）年十月壬辰（十四日）条
逮于人定、大地震。拳国男女叫唱、不知東西、則山崩河湧。諸
国郡官舎、及百姓倉屋、寺塔神社、破壞之類、不可勝数。由是
人民及六畜、多死傷之。時伊予温泉、没而不出。土左国田苑五
十余万頃没為海。古老曰、若是地動、未曾有也。是夕、有鳴声
如鼓、聞于東方。有人曰、伊豆嶋西北二面、自然增益三百余丈。
更為一嶋。則如鼓音者、神造是嶋響也。
- 二十四 天武十三年十一月庚戌（三日）条
土左国司言、大潮高騰、海水飄蕩。由是、運調船多放失焉。
- 二十五 天武十四（六八五）年十二月辛巳（十日）条

自西発之地震。

二十六 朱鳥元（六八六）年正月庚申（十九日）条

地震。

二十七 朱鳥元年十一月癸丑（十七日）条

地震。

これらの記事について、表記方法の違いに留意しながら、検討してみよう。⁴「地震」という記載が基本であり、そのみが記されている場合には、検討の手がかりがないからそれを除外し、他の表現が採用されている場合をとりあげる。まず、「地動」が四例あるが（三、十、十八、二十三）、この中で、十八は、八・二十一の「大地動」とともに、それだけでは判断の手がかりを欠く。

残りの三例は、多少読み込み過ぎの危険がないとは言えないが、それぞれ意味がありそうである。三については、「地が動いた結果として倉屋がごとごとく破壊されたので、地震神を祭らせた」というのであって、単に地震があつたということではない。（ちなみに、この推古紀では、地震神そのものに対して直接に祭祀を行っているが、『続日本紀』によれば、天平期になると最勝王経の転読や大集経の読誦つまり仏法によって、地震の鎮静が図られている。）

十と二十三の場合には、まさしく大地震の記事の文脈の中で記されていて、前者では、大地震の記述に続けて、地震によって「地が動いた夕べにあたって、岡が崩れて家ごと移動した」と述べており、後者では、大地震について「このような「地動」は、未曾有のことである」という「古老」の言葉として、語られている。「地動」は、具体的な事態にかかわって使用されているように思われる。

なお、九に「大震動」、二十二に「亦地震動」が見られるが、

前者は『類聚国史』に「大地震動」とあり、どちらにしても、『書紀』の記載様式としては、唯一の表現となる。何らかの錯簡があるかも知れない。後者は、写本による違いがあることに留意したい。日本古典文学大系本の底本である卜部兼右本（天理図書館蔵）は、この表現であるが、北野本・内閣文庫本・伊勢本及び国史大系本の底本である寛文九年板本では「動」の字がなく、「亦地震」とのみある。実はこの条については、『日本書紀』の日付に前後があつて、癸酉（十二日）・戊寅（十七日）・甲戌（十三日）の順に並んでいる。日本古典文学大系本の校注者（笹山晴生氏）は、「地震、変異の記事を一括したのである」とされた。癸酉条の「大地震」に続けて、戊寅条に他では見られぬ「亦」字を用いていることからしても、妥当な見解だと思われるが、元来「亦地震」とあつたものを、一部の写本の作成者が前条の「地動」に引かれて、「動」を加えてしまった可能性もあると思う。「地震動」は特記すべきものとして意図されたものではないとしておきたい。

『日本書紀』において、「大地動之」⁵と表現された天武七年の地震は、『豊後国風土記』（日田郡条）にも、「飛鳥浄御原宮御宇天皇御世、戊寅年、大地震山崗裂崩。此山一峽崩落、慍之泉、処々而出。湯氣熾熱、炊飯早熟。（以下略）」（句読点は、『^{編新}日本古典文学全集」小学館による。）と記される。戊寅年は、まさしく天武七年であるが、地震の具体相を語る最古の記録と言えよう。（推古紀の場合には、家屋の倒壊を記すのみであり、おそらく直接に大和地方を襲ったものであろうが、地域についても特定されていない。ただし、地震神という記事は、

古代人の観念を示すもので、それとして貴重である。(寒川旭氏によれば、この地震は、「大地震」と記録される天武十三年の地震とともに、対応する地震痕跡も地震考古学の成果としてすでに数箇所遺跡において確認されており、前者は活断層による地震で、後者はプレート境界の地震であり、記述内容に矛盾がないとされる。

まさしく大地震であるが、この二つの例は、意味としてとれば、「大地」が、「動いた」あるいは「震った」のではなく、「大いなる」「地震」や「地動」があったとすべきであろう。天武七年の記事は、筑紫からの報告に基づくものであるが、天武十三年の場合には、土左(土佐)・伊予だけでなく伊豆からも大異変の報告がなされたであろうけれども、記事内容からすれば、飛鳥の地もまた大きな揺れがあり、各地で大きな被害が出ていることが推測される。これらの記事を踏まえ、前述した「地動」を斟酌すれば、やはり『日本書紀』は、それなりの書き分けをしていると考えてよいのではあるまいか。

以上に述べたことは、『日本書紀』について言える事であって、『続日本紀』になると、様相は一変する。すなわち、「大地震」(写本によっては「地大震」と「地大震動」が各一例あって、いずれも大地震であることを具体的に叙述しているが(他に一条「地大震」とのみあって、判断できないものがある)、九十例をこえる記事の中で、「地震」ではなく「地動」とある五例が、有意の差を示していると判断できる手がかりはない。(区別されていないと言つのではなく、文字通り判断できないのである。)

さて、『日本書紀』の地震記事は、允恭五年七月秋己丑条を以って嚆矢とする。日本列島に於ける地震記事の初見である。しかし、この

記事は、地震の具体相について何も語ってはくれない。主題は地震にではなく、主題を語る周辺の出来事として地震が出てくるだけである。武烈紀も、その時点で地震が起こったことを伝えるものではなく、流布していたであろう「歌謡」を伝えたものであって、「地震記事」とは区別されるべき性格のものである。とすれば、『日本書紀』が、地震そのものを意図して記した初出は、推古紀ということになる。それ以前の時代に地震が起こっていなかったはずはないから、それは「記録の欠如」である。具体的に言えば、「帝紀・旧事」には、地震を地震として伝える記録が欠けていたと見るべきであろう。さらに、各地域からの報告がなければ(具体的な被害がなければ、報告するとは限らないであろう)、中央政府において各地の地震は認知されない。とすれば、正史に「地震」と載せられるのは、大和において感知・認識された地震である。日本列島におけるそれではないことに留意しなければならぬ。

なお、地震関係の論稿で、允恭五年を四一六年にあてるものが多いが、これは不注意である。允恭天皇(大王)は、『日本書紀』によれば和風諡号を雄朝津間稚子宿禰と言い(「古事記」では、男浅津間若子宿禰)、『宋書』倭国伝等に見えるいわゆる「倭五王」のなかの済に擬せられていることは、周知の事柄に属する。しかしながら、その在位の時代についての『日本書紀』の年代を無批判に受け入れることが出来ないこともまた、常識であろう。確かに、『日本書紀』の紀年法に従えば、允恭即位は壬子年で西暦換算は四一二年であるから、允恭五年は丙辰で四一六年にあたる。以下念のために、『日本書紀』の紀年による歴代大王の即位年・在位期間と、対応する西暦年をかかげ、

倭の五王のそれと対比して考える。

A 『日本書紀』による大王の即位年と在位年数。

允恭	壬子	四一二年	在位四十二年
安康	甲午	四五四年	在位三年
雄略	丁酉	四五七年	在位二十三年
清寧	庚申	四八〇年	在位五年
顕宗	乙丑	四八五年	在位三年
仁賢	戊辰	四八八年	在位十一年
武烈	己卯	四九九年	在位八年
継体	丁亥	五〇七年	在位二十五年

B 『宋書』に見られる倭王の遣使。

永初二年 (四二一年)	讚に除授。
元嘉二年 (四二五年)	讚の上表。
元嘉十五年 (四三八年)	讚死して弟の珍立つ。遣使貢献。
元嘉二十年 (四四三年)	済の奉献。
元嘉二十八年 (四五一年)	済に除授。
	済死して世子興立つ。遣使貢献。
大明四年 (四六〇年)	倭国遣使貢献。
大明六年 (四六二年)	興に爵号を授く。
昇明元年 (四七七年)	これより先、興死して、弟の武立つ。遣使貢献。
昇明二年 (四七八年)	武の上表文。

『宋書』に見られる倭王の使節派遣は、その年代を含めて事実であるとみなされているが、讚・珍・済・興・武が、それぞれの大王に

当たるとかについては、済^{II}允恭、興^{II}安康、武^{II}雄略であることは、諸氏の見解がほぼ一致しているものの、讚と珍については、定説がない。しかし、応神・仁徳・履中・反正のいずれかであり、允恭に先立つ大王であることは通説である。そうなること、『宋書』を基準とする限り、『日本書紀』の編年は、一度解体・再編しなければならぬことになる。当面の課題との関連で言えば、讚及び珍（それが誰であれ）の遣使は、いずれも『日本書紀』における允恭の在位期間に含まれてしまつたからである。讚は允恭十年と十四年に、珍は允恭二十七年にあたることになる。済の奉献は允恭三十二年、除授は允恭四十年の晩年近くのこととなる。さらに、四六〇年の派遣の主体は、世子興が立つて後のことであり、四六二年にも興が出てくるのであるから、興であると見なければならぬ。ところが、このどちらとも、雄略の在位期間である。允恭五年を生かそうとすれば、四三八年から四四三年の間に允恭元年を置き、その五年を求めねばならないことになる。

(3) 出土木簡の集積と、その分析・解読を通して、「漢字で日本語の語を書きあらわす技術」が七世紀後半には相当に普及し、漢字の訓が整備され、漢字の本来の意味・用法から離れた訓読み・日本語に馴化した音読みが行われていたことが、明らかにされて来ている。犬飼隆「日本語を文字で書く」(上原真人他編『列島の古代史』) 言語と文字」岩波書店 二〇〇六年) など。後述する武烈紀の歌謡の表記なども、そのような趨勢の一環と見られないこともないと思うが、漢文で書くことを目的とした『日本書紀』の読解の問題と、文字の普及問題は、相対的に区別されるべきものであると考える。

(4) 『類聚国史』巻第一百七十一「災異部五」は、地震記事を集めているが、『日本書紀』に関しては、允恭五年紀について、「秋七月丙子朔己丑

地震」とのみ記すほか、武列即位前紀の歌謡と、天武十三年十一月庚戌(三日)条を採録していない。しかし、これは脱漏とみなすべきではあるまい。允恭五年紀は、地震が発生した際に起こった「事件」について語るものではあるが、地震そのものの記事としては、道真の抄録でことは満たされている。武列紀の歌謡は、直接に地震の発生を語るものではない。天武十三年紀のそれは、私は、前月の地震との関連で理解するべきものであると考えているが、それはあくまでも一つの「解釈」である。「地震」という文字にこだわれば、ある意味では、客観性は道真にあるとも言える。つまり、ここでは、『類聚国史』の採録には脱漏がないと言ったことが改めて確認されるのである。

念のため言えば、『続日本紀』についても、九十箇所にも及ぶ記事で、採録されていないのは三カ条に過ぎない。それも、落としたというよりも、意識的に不採録とした可能性がある。というのは、二カ条は、天平勝宝二年五月辛亥条「震中山寺塔并歩廊悉焼」と天平神護二年十二月己酉条「震大安寺東塔」であり、「震」とはあるけれども、落雷の可能性もあり、地震と断定できるかどうかは、これだけでは不明だからである。もう一条は、天平十四年十一月壬子(十一日)条で、「大隈国司言。從今月廿三未時至廿八。空中有声如大鼓。野雉相驚地震動」というものである。二十五日には大隈国に使者が派遣され、検問と「神命を請い聞く」ことが行われている。道真は、十一月十一日の記事に、「今月二十三日から二十八日の出来事」が載っていることの「不整合性」と、「空中有声如大鼓」と「地震動」から通常の地震の範疇に入らないと考えたことから、意図してこれを採らなかつたのだと思う。しかし、この条に関する限りは、明らかに道真の判断ミスである。国司の報告は、十月中に大隈国を発つて、十一日に到着したのであり不整合ではない。これは、火山活動に伴う地震であろう。『類聚国史』の瑕瑾とも言うべきところであるが、それは、不注意による脱漏がないことの証拠ともなる。

天長期の、特に四十四回の地震を記録する四年、そして出羽国に

おいて、大地割れを引き起こし、秋田城辺の大河秋田河(雄物川)の水が涸れ尽し、河底が抜けてしまったのではないかと思われるまでの大地の変動が起こり、大被害をもたらした七年の地震記事を含む記載なども、『日本後紀』が散逸してしまっているだけに、極めて貴重である。

(5) 森博達(『日本書紀の謎を解く』中公新書 一九九九年)によれば、ここの「之」という文字の使い方は、「正格漢文としては特殊な用法で、奇用といえる」ものである。

(6) 山本武夫氏は、この記事について詳細な検討を加え、「大和の遠飛鳥宮ではかなり強い振動を感じ、河内の反正天皇喪屋の安否を気遣い、急ぎ使を派遣した」が、「河内側では報知するには及ばない程度の震動か、それ以下であったと見るほうが順当である」として、「震度・震域の判断の直接素材は、『書紀』の記述からは容易に掴み難いが、少なくとも生駒金剛山系の東側と西側の比較強弱は認めてよいのではないか」と結論付けられた。これに対して、萩原尊禮氏は、「地震学者の見解」として、「妥当な結論だと思つ」と述べ、この山脈に沿って多くの活断層が存在すること、顕著な活断層が密集しているのに、一九五四年の「吉野地震」を除きM七級の大地震の記録はないこと、「想像をたくましくするならば」M六・四だった一九三六年の地震とよく似ており、ただしMはもう少し小さい地殻内の浅い所で起こった地震ではないかとされている。(允恭五年(四一六)の畿内地震——文献最古の地震の震源地の再考)萩原尊禮編著『続古地震——実像と虚像』東京大学出版会 一九八九年 第五章)

「地震」という事象を指示する「和語」について

ところで、『日本書紀』の「地震」「地動」という文字を、それが著述された時代にどう読んだかという問題と、古代における「地震」とい

漢語で表現された事象を、和語で何と呼んでいたか」という問題は、区別された問題である。さらに、『日本書紀』訓読の歴史の中で、「地震」がどの様に訓読されてきたかという問題も、和語における表記とは、相対的に区別されるものである。ただし、それらは、実際には渾然一体となった形で、史料に現れる。

まず第一に、『日本書紀』が編纂された時代に「地震」がどう読まれたかと言う点については、何よりも漢文・漢字であることを確認しておく必要がある。律令もまた、唐令・唐律を輸入・部分改変したものととして漢文である。発せられた法令もまた、漢文である。宣命体という問題はあるが、少なくとも奈良時代において「地震」という文字を（意味ではなく、訓として）「なぬ」と読んだという証拠は、管見に触れない。本来の読みは「じしん」である。

次いで、和語の問題である。それは「地震」の訓読と密接にかかわって、区別されずに論じられている場合もあるが、整理しておく必要がある。

森浩一氏は、「地震」を「なぬ」と訓ずるのは、江戸時代の『物類称呼』が元であるという推定を述べられている。『物類称呼』（以下、東条操校訂 岩波文庫 一九四一年による）は、「江都 越谷吾山秀真 編輯」で「安永四年乙未正月」の刊記を持つ方言辞典で（序文の題に「物類称呼（諸国方言）序」とある）、「地震 ぢしん 関東及北陸道にて ぢしんといふ 西国及中国 西国にて なるといふ 日本天智天皇紀 是春地震と有（巻一）と記している」（『古事類苑』の引用では、「西国及び中国四国」となっている。岩波文庫の誤植か、『古事類苑』の編者が版本の記載を意によって改めたのか不明だが、とりあ

えずそのことのみを注記して置く。）、「地震」と「なぬ」とが地域による呼称の違いである、つまり「地震」と「なぬ」は同じ事実を指す言葉であるといっていることは確かであるが、これが「なぬ」説の濫觴であるというのは、森氏の誤認である。

安永四年が、一七七五年であることに注意しておきたい。享保二（一七一七）年出版の新井白石の『東雅』（『新井白石全集』第四 一九〇六年）は、「地震をナイフルといふは、ナイとは鳴なり、フルとは動なり、鳴動の義也、今俗にナイユルなどもいふなり、ユルも又動也」と、訓と語義を述べているが、『物類称呼』より半世紀以上早い。なお、白石は方言説を採っていない。

結論から言うと、「なぬ」は、近世中期になって使われ始めた「方言」ではなく、「地震」という事象を表現する言葉として、まず、「なぬり（ふる）」として古代に由来し、その下略語としての「なぬ」とともに、中世を通して使われてきた日本語であり、ある時期からは「地震」の訓として用いられてきたというのが、通説である。

例えば、丸山林平著『上代語辞典』（明治書院 一九六七年）では、
 なぬ：「な」は土、「すな」などの「な」。「ぬ」は、「雲ぬ」などの「ぬ」で接尾語。「なぬ」で「土」または「地」の義となる。
 しかし「なぬふる」の下略として用いることが多い。地震。
 なぬふる：大地がゆれる。地震が起る。

とあり、中田祝夫・和田利政・北原保雄編『古語大辞典』（小学館 一九八三年）における山口佳紀氏の「語誌」では、

「なぬ」は、古くは「揺（よ）る」「振る」を伴って、地震がする意を表した例が多く、のちに「なぬ」が単独で地震の意を示す

例が現れる。従って、「なぬ」はもとは地面・大地の意だったと思われる。また「ぬ」は「雲居（くもい）」などの「ぬ」と同じか。なお、「な」を大地の意の古語とする説もある。あるいは、「に（土）」の母音交換形か

とされ、大久保正『日本書紀歌謡 全訳注』（講談社 一九八二）では、訓読に続けて、語釈として、

『書紀』の古訓では地震をナヅフルと用いているので、「地居」（ナはすな砂などのナ）の義で大地を意味する語であったが、後にナヅだけで地震を意味するようになったと言われる。

ただし、通説とは言え、それを導き出す論拠を確かめる必要はあるだろう。たとえば、丸山氏の説明は、概略的なものとして納得できるが、「古くは……のちに」という場合には、帰納的に証明が可能な実例がどれほど存在するのか、必ずしも明らかではない。また、『書紀』の古訓が「地震」を「ナヅフル」としていることを根拠に、もともと「地」が「ナヅ」であるとするのは、『書紀』の古訓が、どこまで遡れるかと言つ問題がある。²⁾

一つの鍵は『日本書紀』の「武烈即位前紀」に見える歌謡であり、前掲のように、「於彌能姑能耶賦能之魔柯枳始陀騰余瀾那爲我與釐據魔耶黎夢之魔柯枳一本以耶賦之魔柯枳 一本以耶賦之魔柯枳」とある。（十一字目の「柯」字を欠く写本があるが、意味からしても、語調からしても、落とせない。念のため、この文章のみ正字体を使用した。）管見によれば、「なぬ」の初見史料である。「おみのこのやぶのしばかきしたとよみなぬがよりこばやれむしばかき」と読んで間違いないであろう。

『日本古典文学大系』本の『日本書紀』（岩波書店）では、これを「臣の子の 八節の柴垣 下動き 地が震り来ば 破れむ柴垣 一本に、八節の柴垣を以てやへ八重から韓かき垣に易ふ」と訓読している。同書の「凡例」によれば、訓読文は大野晋氏が作成し、神田喜一郎・小島憲之氏等の指示によつて補訂したものである。一方、『新日本古典文学全集』本の『日本書紀』（小学館）では、「下動き 地震が揺り来ば」と読み、「ナヅは、ナ（地）ヅ（居）、どしりとした大地。ナヅがヨリクで、地震が起きる意」との頭注を付している。訓み下し文は、蔵中進・毛利正守氏の作成で西宮一民氏が補訂し小島憲之氏が統括、頭注は西宮氏の執筆・小島氏の補訂と凡例にある。また、前述の大久保正『日本書紀歌謡 全訳注』（講談社 一九八二）では、「下響み 地震が寄り来ば」と読んでいる。

大野晋・佐竹昭広・前田金五郎編『岩波古語辞典補訂版』では、「とよみ」に「響み・動き」の二様の文字をあて、「（あたりを）揺り動かすように音や声がひびく」という語釈を附している。柴垣の下から地響きの音がするというので、「響」と「動」のどちらをとつても解釈に問題はないが、「なぬがよりこば」は、検討を要する。確かに「なぬ」を大地ととれば、「震り来る」でよいし、地震ととれば、「寄り来る」だろう。

「なぬがよりくる」の解釈は、論者によって分かれているのである。と言つよりも、「小島憲之氏等の指示によつて補訂したもの」（岩波）と「小島憲之氏が統括」したもの（小学館）との間で、すでに解釈は異なっているし、小学館版の頭注と読み下し文とでは、整合性がない。頭注のように「大地がより来る」のが地震であるならば、本文の読み

も「地震が揺り来る」ではなく、「地が震りくる」であろう。今日でも「地震がゆるする」という言い方もあるので、「地震が揺り来る」もあなたが同義反復とも言い切れないかもしれないが。

要するに、この歌謡の内在的な分析からでは、「なぬ」が地震なのか、「なるふり」が地震なのかは、判断できないのである。つまり、「なるふり」が「なぬ」に転化（下略化）したのだとしても、この歌謡が転化以前のものなのか、以後のものなのか判断のすべがない。ただし、「なぬ」あるいは「なるふる」が、地震を意味する和語であることは、この歌謡の意味からしても、認められるであろう。

そして、辞典・索引類を渉獵すると、古代・中世の文学作品において、「地震」と「なぬ」が同義語であることを証明するいくつかの例を拾い出すことが出来る。ただし、留意しなければならない点があって、これらの作品の、今日流布している校訂本によると、「地震」に「なぬ」あるいは「ない」という傍訓が付されている場合が多いが、それぞれの「凡例」を丁寧に読むと、それはほとんどすべて、底本には存在せず、「校訂者による解釈」によるものであることがわかる。以下、例示しておく。

底本に「なぬ」とあるものを、校訂者が「地震」と改め、「なぬ」という傍訓を付した例。

『栄花物語』（三条西家本）岩波文庫

『宇津保物語』（延宝五年刊本）・底本「なな」日本古典文学大系

『増鏡』（応永古写本）岩波文庫

底本に「ヲホナナ」とあるものを、校訂者が「大地震」と改め、「ヲホナナ」という傍訓を付した例。

『方丈記』（大福光寺本）新日本古典文学大系

底本に「地震」とのみあるものに、校訂者が「なぬ」という傍訓を付した例。

『今昔物語集』（鈴鹿家旧蔵本・紅梅文庫旧蔵本・旧三井文庫本）

新日本古典文学大系

底本の漢文を、傍訓を用いずそのまま「地震」として訓読した例。

『法華験記』日本思想大系

底本の「なぬ」をそのまま生かした例。

『権中納言定頼卿集』群書類従 第十四輯 和歌部

底本の「ない」をそのまま生かした例。

『古今著聞集』（元禄三年木版本）新訂増補国史大系

底本の「ない」に、「ぬ」の傍訓を付した例。

『古今著聞集』（宮内庁書陵部蔵本）角川文庫

ちなみに、『古今著聞集』（巻七術道第九）は、各本とも「ない」と記す。

このように、「地震」と「なぬ」は、同一文献の中では、ほとんど並存していない。基本は意味の共通性であって、その認識に基づいて「現代の」校訂者が漢字をあてたり、傍訓を振ったりしているのである。意味の共通性という点で興味深いのは、『方丈記』である。新日本古典文学大系の凡例によって復元される大系本の底本（鎌倉時代中期を下らない）の記述は、「又、同ジコロカトヨ。ヨビタ、シクヲホナナフルコト侍リキ（中略）ヨソレノナカニソソルベカリケル八只地震ナリケリトコソ覚工侍リシカ」である。「ヲホナナフルコト」と「地震」とが意味上完全に対応している。この点は、漢字混じり平仮

名の「又、元暦二年の比、大なぬふる事侍き」ではじまる、室町時代中期の写本である兼良本も、全く同様である。なお、『今昔物語集』巻十二と『古今著聞集』巻十一には、性空にかかわる同じ内容の説話が収められているが、同一の事態について、前者では「地震」、後者では「ない」と表現されている。

『方丈記』とともに、両者が同一の事柄を指すことを端的に示す例であろう。

公家の日記等をはじめとして、「地震」の記載は決して少なくないが、それらに傍訓が施されている例はほとんどないと思う。森浩一氏の指摘に触発されたの検討で、悉皆は言うに及ばず、博搜とも言いかねる管見の結果ではあるが、流布本に見られる傍訓が、底本に存在する事例を見いだすことが出来なかった。

(7) 平安中期の写本である岩崎本を代表とする古写本の声点の分析によつて、奈良時代のアクセントが平安時代の体系と大差がなかったことが明らかになったと、高山倫明氏の研究を踏まえて、森博達氏が論じておられる(注5に同じ)が、古訓を直ちに同様に考えることは出来ないであろう。

「地震」を「なぬ」と読むことについて

では、「地震」を「なぬ」と読むのは間違いなのか。これも、結論から言えば、間違いではなからう。しかし、必ずそう読まねばならぬとは言つてもない。先人は、「じしん」(歴史的仮名遣いならば「じしん」とも、「ない」(同じく)「なぬ」(同じく)とも読んできたのである。

「新訂増補国史大系本」の底本となっている『日本書紀』の版本は、寛文九(一六六九)年の刊行であるが、允恭五年・天智三年紀の「地震」に「ナヅフル」、皇極元年紀に「ナヅフリ」、推古七年紀の「地動」に「ナイフリテ」・「地震神」に「ナイノ」という傍訓を付している。「物類称呼」に「一世紀以上先行する。また、この『国史大系本』の注記によれば、允恭・皇極・推古紀と天武四年紀に「ナヅ」「ナヅフリ」「ナヅフル」の傍訓を有する古写本が存在する。「古点・古訓を註せる最古の鈔本」は岩崎文庫本であるが、「凡例」によれば、本文は宇多醍醐天皇頃、古点は寛弘前後であるのに対して、当該の古訓の施された時期は、必ずしもはっきりしない。場合によっては、文明年間まで下がる可能性もありそうである。推古七年条におけるその傍訓は、「地動」に対して「ナヅフリ」、「地震神」の「地震」に対して「ナヅ」である。「ナヅフリ」「ナヅフル」の訓を持つ他の古写本も、遡つても院政期である。「ナヅフリ」と「ナヅ」の前後関係は、『書紀』の古訓が根拠である以上は、言われているほど、はっきりしていない。武烈紀の歌謡が、論者によつて二様に読まれていることにも見られるように、はじめから、和語そのものが、訓読とは別に、「ナヅフル」とも「ナヅ」とも言われていた可能性もなかったと断言できない。

それはともあれ、『書紀』訓読の世界においては、ある時期において、「地震」は「ナヅ」「ナヅフル」と読まれたのである。それは、「地震」という漢語で表現された事象」を和語(日本語)ではそのように呼んでいたからである。武烈紀の歌謡を「なぬがよりこば」と解読できることは動かないであろうが、それを「地震」と解するのは、和語が存在するからであり、それによつて「地震」という漢字の解釈が

出来たからである。すでに奈良時代に発した「書紀講読」において、同時代の和語として、その訓が採用されたであろうことは想像に難くないが、それが、奈良時代における一般的用法として「地震」と書いて、なると読む「事」を意味するかは、別の問題であろう。

和訓のよりどころとなるのは、さしあたり、平安期及び室町期における字書類の訓であって、まず前者では

『類聚名義抄』観智院本（日本古典全集）に

「地震 ナ井」（法 中 四十八）

『色葉字類抄』黒川本（中田祝夫『色葉字類抄研究並びに総合

索引 黒川本影印篇』風間書房 一九七七年）に

『驚^{ナヅ}地震^{チシ}』（中 三六 表）・『地震^{チシ}』、『地動同』（中 三八 表）

があつて、「地震」の和訓が『名義抄』では「ナヅ」、『字類抄』では「ナヅフル」である事が示されている。なお、『字類抄』においては、「驚」という文字を「ナヅ」と訓じ、字義として「地震」のことを意味するとしているようにも、「地震」も「地動」も、「俗にナヅフルと云うのだ」と説明しているようにも受け取れる。書写年代は下つても、これらの典籍の性格からして、書き換えなどはないであろうが、平安時代においては、「なぬ」と「なぬふる」は並存していて、前後関係は出てこない。

次いで、室町期に属する『古本節用集』を見よう。印刷の関係で、叙述形態を変更したものがあつたことを了解願いたい。

『伊京集』（中田祝夫『改訂新版古本節用集六種研究並びに綜

合索引 影印篇』勉誠社 一九七九年）

「地震^{ナヅ}」

『饅頭屋本節用集』（同）

「地震^{ナヅ}」

『黒本本節用集』（同）

「地震^{ナヅ}」

『明心五年本節用集』（同）

「地震^{ナヅ}」

『易林本節用集』（同）

「地震^{ナヅフル}」

『堯空本節用集』（中田祝夫『印度本節用集古本四種研究並び

に総合索引 影印篇』勉誠社 一九七四年）

「地震^{チシ}」

『西足院本節用集』（同）

「地震^{チシ}」

『永祿二年本節用集』（同）

「地震^{チシ}」

『弘治二年本節用集』（同）

「地震^{チシ}」

『書言字考節用集』（中田祝夫・小林祥次郎『書言字考節用集

研究並びに索引 影印篇』風間書房 一九七三年）

研究並びに索引 同 『震知』「震^{チシ}」は、「チの項

目」を参照、「ナ」の項目を参照」を意味している。つまり、前

者は、「地動」「地震」を「ナヅ（フル）」と読むことを示すと

ともに、同じ文字について「チシ」とも読むことを指示して

いる。後者は、その逆である。（）

『文明本節用集』（中田祝夫）改訂新版文明本節用集研究並びに索引 影印篇 勉誠社一九七九年）

「震フルシ」（その前にある文字との関連で言えば、これは「地震」という文字に対して、左右に「チシン」「チフルウ」との訓を付したものである。）

中田祝夫氏によれば、節用集に「収められている語句はその時代の通用普通の語句であったと考えられる。従って室町時代の古本節用集は室町時代の言語を集めているし、江戸時代代ものは江戸時代の語句を集めている。」（古本節用集六種綜合索引のために）『改訂新版古本節用集六種研究並びに綜合索引 影印篇』（これに従えば、少なくとも室町時代においては、「地震」は、「ナイ」「ナエ」「ナユ」「ナユ」「ナヘ」「ナト」「チシン」「チシン」「ナトフル」「チフルウ」など、「通用普通の」こととして多様に読まれていたことになる。）

なお、「なぬ」を採用したものと、「日葡辞書」があつて、「*Navega yuru*（地震）*Navega yuru*（地震が揺る）地震がする」としている。（土井忠生他編訳『邦訳日葡辞書』岩波書店 一九八〇年）

まとめ

『日本書紀』の地震記事は、允恭紀に始まるが、それ以前の記載を欠くのは、おそらく「帝紀・旧辞」等に地震記載がなかったためである。また、允恭紀の記事は、地震そのものの記事ではなく、別の伝承を語る背景として地震が出てくるだけであり、かつ、時代を特定できるものではない。また、『日本書紀』に限らず、正史その他の編年

史料などに記されている地震記事は、現地からの報告があつた場合を除いて、奈良・平安京あるいはせいぜいのところ畿内において感知・認識されたものであつて、日本列島における地震の全体状況を示したものではない。公家の日記などにおいても事態は同様である。⁸⁾

そして、『日本書紀』の地震記事は、その規模等に即して、表現に微妙なニュアンスの書き分けをしている可能性があつて、後世の知識に基づいて、一律に「なぬ」としてしまふのは問題である。

ただし、地震のことを「なぬ」と呼ぶのは「物類称呼」に始まるとする森浩一説は、誤りであつて、「なぬ」は、「地震」という漢語によつて表現される事象を指す、古代以来の和語（日本語）である。したがつて、「地震」を和訓で読む場合には、「なぬ」となる。古写本に記された『日本書紀』の古訓は、その例であるが、「地震」は、必ずしも「なぬ」とだけ読まれたのではない。それは文字そのままに「じしん」と読んでも、いっごうに差し支えないものであつた。崩れた（和風化した）公家の日記などの漢文を読む場合には、「故実読み」を考慮しなければならぬこともあろうけれども、「地震」がその対象となると思えない。

『古事類苑』（地部五十）の、「地震八、古クハ、ナトト云ヒ、又ナトフルトモ云ヘリ、鳴動ノ義ナリ、後世ノ俗、仍ホナトト云ヒ、或ハナエ、ナイユルナド称スル処モアレド、多クハ音読セシモノ、如シ」という説明が、案外正鵠を得ていると言つべきではあるまいか。

(8) 私は、現在『愛知県史』編纂の仕事に携わつており、古代尾張・三河に関する史料を可能な限り収録することを心がけた、二冊の「古代

資料編」の刊行を終えたところであるが、大風や洪水あるいは飢饉などの史料は、一では頻出するものの、二ではほとんど見られないのである。それは、史実の状況を示すものではなく、六国史をはじめとして各地からの報告とそれに対する政府の対応が記されている編纂史料が存在する時期と、それを欠く時期という、専ら史料の存在形態の違いによって規定されたものと考えべきものである。公家の日記等には、自らの利害に直接関わらない「地方の」災害などは記されないのである。史料は、古代尾張・三河国の災害の全貌・趨勢を語ってはくれない。だからといって、災害史料が無意味であるはずがないことも当然で、残された記録は、どれも貴重である。

「校正に際しての付記」

「古代の災害を考える——地震・津波・噴火——」をテーマに開催された「第28回糸里制・古代都市研究大会」（二〇一二年三月三日・四日 於奈良文化財研究所）において、貞観地震・津波について、当時の海岸線からでも最大五キロを超える浸水域を復元することを含め、文献・考古学の両面から詳細な分析を加えた「貞観一一年陸奥国巨大地震・津波とその復興」の報告をされた柳沢和明氏（東北歴史博物館）は、この災害が「東北古代史・考古学研究者や地震・津波研究者には『常識』であったが、今日の大震災以前には世間にはあまり知られていなかった。東日本大震災後にこの巨大地震が周知されたのは悲劇的で、世間一般に対するアウトリーチ活動が足りなかったことは、真剣に反省しなければならない」と（資料にも書き、口頭でも）述べられた。見るべきものに目をふさいだり、見ていることを隠蔽したりした上、いまだに反省もしない「原子力村の（官界・財界と利権を介して癒着した）御用学者」のそれとは異なる言葉として、拝聴した。